

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>不妊治療費助成</p> <p>対象者：・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から沼田市に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・市税等の滞納をしていない者</p> <p>内容：・助成する額は、不育症治療に要する本人負担額（各医療保険等で不育症治療に要する費用に対して給付がされた場合はその額を控除した額）の2分の1（1,000円未満は切り捨て）。 ・限度額は年額10万円とする。 ・助成金の交付は、1年度につき1回とし、通算5回を限度とする。</p> <p>問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0278-23-2111（内線3169）</p>
	<p>不育症治療費助成事業</p> <p>対象者：・不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から沼田市に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・市税等の滞納をしていない者</p> <p>内容：・助成する額は、不育症治療に要する本人負担額（各医療保険等で不育症治療に要する費用に対して給付がされた場合はその額を控除した額）の2分の1（1,000円未満は切り捨て）。 ・限度額は年額20万円。 ・助成回数は、夫婦1組に対して1年度につき1回とし、通算5回を限度とする。</p> <p>問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0278-23-2111（内線3169）</p>
	<p>出産育児一時金支給</p> <p>対象者： 出産した国保被保険者の世帯主</p> <p>内容： 出産1人に対して40万8千円を給付する。 産科医療保障制度加入機関での出産については1万2千円を加算する。</p> <p>問合せ：《国保年金課 国保係》 TEL：0278-23-2111（内線3136）</p>
	<p>第3子以降保育料・副食費無料</p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の幼稚園・保育園・こども園の園児であること。 ・同一世帯で3人以上扶養していること。</p> <p>内容： 公立私立ともに無料とする。</p> <p>問合せ：《子ども課 保育係》 TEL：0278-23-2111（内線3126）</p>
	<p>遠距離通学費援助</p> <p>対象者：・遠距離通学をしている児童生徒の保護者に通学費の一部を援助する。 （小学校4km以上、中学校6km以上）</p> <p>内容：(1)公共交通機関（スクールバス含む）の利用が困難である児童生徒の保護者 支給金額：37円（旅費法に定める車賃）×距離×2（往復）×220日×1/3 (2)公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者 支給金額：定期乗車券額×購入回数×1/3</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3312）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>チャイルドシート購入費補助</p> <p>対象者：・市内に住所を有し、チャイルドシート購入日又は補助金申請日に1歳未満の乳児を養育していること。 ・市税等の滞納がないこと。</p> <p>内 容：安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格の1/2（千円未満切捨、上限5千円）を補助する。</p> <p>問合せ：《子ども課 子育て支援係》 TEL：0278-23-2111（内線3123）</p>
	<p>奨学資金貸与</p> <p>対象者：・市内に住所を有する世帯の中で、大学、短大、高専、高校、中等教育学校の後期課程、専修学校に在学もしくは入学しようとする方 ・修学する力と熱意を持ち、心身ともに健康な方 ・経済的な理由で修学困難な方</p> <p>内 容：就学意欲をもつ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方に対し学資を貸与する。 ・大学生、短大生 年額：600,000円（月額：50,000円） ・高校生、中等教育学校の後期課程、高等専門学校生、専修学校生 年額：240,000円（月額：20,000円）</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3314）</p>
	<p>奨学資金給付</p> <p>対象者：大学等（学校教育法に規定されている大学（大学院を除く。）、短期大学、専修学校又は高等専門学校の4年生への進学を希望している者のうち、次の（1）から（6）までの全てに該当すること。 （1）本市発展のために貢献する意欲のあるもの （2）大学等の受験時に市内に住所を有する者で、大学等を卒業後、3年以内に本市に居住し、かつ、5年以上本市に居住する意思のあるもの （3）市内に3年以上居住する者と生計を一にする者、又は沼田市教育委員会が同等と認めるもの （4）奨学金の給付を受けようとする年度の前年度の3月31日現在において満30歳未満である者 （5）学力優秀、品行方正である者 （6）他の制度による奨学金その他これに類する資金の給付を受けていない者</p> <p>内 容：給付する奨学金の月額、10万円以内とする。 期間は、在学する大学等の正規の修業年限とし、4年を上限とする。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3314）</p>
農業体験・就農支援	<p>市民農園</p> <p>対象者：・沼田市内に在住する農業者以外の市民</p> <p>内 容：市民が農地を利用し、農作物の栽培を通じて自然に親しみ、農業に対する理解を深めるとともに、利用者同士がふれあい、交流を深めることを目的として貸付を行っています。 ・区 画：80区画（一区画あたり30㎡） ・使 用 料：5,500円/年（4/1～3/31） ・付属施設：水道・トイレ・休憩所・駐車場・農具等 ・申 込 み：随時</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0278-23-2111（内線5015）</p>
	<p>田舎体験ツアー</p> <p>対象者： 沼田市外居住者</p> <p>内 容：田舎体験ツアー 「スローフード編」 全5回の日程で、各回とも季節の食材を中心に、囲炉裏やかまどを使った田舎料理体験を行います。各回ごとに募集します。</p> <p>※このほかにも季節に応じたイベントを開催する予定ですので、ホームページをチェックしてください。</p> <p>問合せ：《観光交流課 交流推進係》 TEL：0278-23-2111（内線5031）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	<p>創業者融資信用保証料補助及び利子補給制度</p> <p>対 象： (1) 群馬県または日本政策金融公庫が実施する融資制度 ・群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 ・新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、若しくは新創業融資制度による資金（日本政策金融公庫） (2) 市内の金融機関が実施する上記（1）の創業資金の標準的な条件に準じるもの</p> <p>内 容： 創業者への支援として、創業時の借りにかかる信用保証料の全額補助と3年間の利子補給を行います。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 産業振興係》 TEL：0278-23-2111（内線5002）</p>
	<p>ぬまた起業塾</p> <p>対 象： 沼田市内において、創業を志す者・創業後2年程度までの者・事業承継を予定している者・第二創業を検討している者。</p> <p>内 容： 実践的な起業の知識を習得できる場として、経営の基礎知識や成功事例の講義などのほか、ビジネスプラン作成を指導します。また、地元経済界との連携や塾生相互の交流を推進など、創業環境の整備を図ります。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 産業振興係》 TEL：0278-23-2111（内線5002）</p>
その他	<p>移住促進トライアルハウス(ぬまた暮らしの家)</p> <p>対象者： 沼田市外にお住まいで沼田市への移住・二地域居住を検討している方</p> <p>内 容： 一定期間、沼田市の風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、沼田市移住促進トライアルハウス(ぬまた暮らしの家)を貸し出す。 ・利用料：無料 ・利用期間：1泊2日～4泊5日</p> <p>問合せ： 《観光交流課 交流推進係》 TEL：0278-23-2111（内線5031）</p>
	<p>移住促進トライアルステイ(宿泊費補助)</p> <p>対象者： 沼田市外にお住まいで沼田市への移住・二地域居住を検討している方</p> <p>内 容： 市の移住相談会に参加した方で、市内の宿泊施設を連泊で利用した方に、一世帯20,000円を上限（大人1人当たり5,000円上限。小学生2,500円。未就学児対象外）で宿泊費を補助します。</p> <p>問合せ： 《観光交流課 交流推進係》 TEL：0278-23-2111（内線5031）</p>
	<p>移住促進通勤費補助金</p> <p>対象者： ・沼田市に平成29年4月1日から令和5年3月31日までに転入（1年以内の再転入は除く）すること。 ・転入日に50歳未満であること（同居する配偶者でも可）。 ・上越新幹線上毛高原駅から通勤し、勤務地が群馬県外であること。 ・市税等を完納していること。</p> <p>内 容： 新幹線を利用して通勤する人に対し、予算の範囲内で新幹線定期券購入のための補助金を交付します。（1ヶ月あたり2万円を上限とします）</p> <p>問合せ： 《観光交流課 交流推進係》 TEL：0278-23-2111（内線5031）</p>